

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 46

対象手続	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届						
年間平均申請件数	5,532,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則22条（厚生年金保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）は社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	651	1,346	331,920 3,689	829,800	1,383,000	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.011	0.026	6.00 0.089	15.00	25.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①被保険者証（オンライン化未対応） ②被扶養者証（交付を受けている場合）（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①②現物の回収が必要であるため			－		
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手数料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（一事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で取組手続の利用動向に活用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末まで）に最も効果的な方策について結論を得る。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人（社）に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度） ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			
厚生労働省電子申請・届出システム	http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html						

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 47

対 象 手 続	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数	494,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	健康保険法施行規則42条（健康保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合には社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請を行う。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	3	— 13	14,820	39,520
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.000	0.001	— 0.004	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		—	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	システムの改善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		—		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 48

対 象 手 続	健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書							
年 間 平 均 申 請 件 数	532,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項	健康保険法施行規則15条の2,51条,52条,59条,99条（健康保険法）							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	任意継続被保険者が、他の健康保険の被保険者となった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	－ 1	15,960	42,560		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	－ 0.0003	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添 付 書 類	①被保険者証（オンライン化未対応）			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
そ の 他	－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 49

対象手続	保険料等還付請求書						
年間平均申請件数	116,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則141条（健康保険法）、船員保険法施行規則101条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則88条（厚生年金保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に被保険者の資格を喪失したとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求書を提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3,480	9,280	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手数料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	7日（標準処理期間）		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－		
	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 50

対象手続		健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届					
年間平均申請件数		980,000件					
根拠法令・条項		健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条（厚生年金保険法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務所長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	27	39	24,500 63	73,500	98,000
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.003	0.005	2.50 0.009	7.50	10.00
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
添付書類		①被保険者証（オンライン化未対応） ②年金手帳（オンライン化未対応） ③被扶養者証（交付を受けている場合）（オンライン化未対応） 添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況					
本人確認方法		本人による申請の場合 事業主の電子署名（紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印） 代理人による申請の場合 申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名（紙の場合は申請者の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）					
手数料		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）					
処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）					
利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）					
上記項目以外のインセンティブ措置		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。					
システム改善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請段階が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（一事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）					
広報・普及活動		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに相手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助産を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で取組む手続の利用助産に活用できるよう共通のリフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。					
その他		◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 51

対象手続	健康保険被保険者証滅失し損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失し損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失し損無余白再交付申請書					
年間平均申請件数	690,000件					
根拠法令・条項	健康保険法施行規則47条、49条、59条、99条、114条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の2、17条の5（船員保険法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者は、被保険者証等がき損、滅失又は余白が無くなったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に申請しなければならない。船員保険被保険者より生計を維持されている被扶養者が同居しなくなったときは、遠隔地被扶養者証の交付申請ができる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	32	63	－ 63	20,700	55,200
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.004	0.013	－ 0.012	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況	改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	被保険者証（オンライン化未対応）				
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 現物の回収が必要であるため				
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）	本人及び事業主の電子署名 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）			
		代理人による申請の場合	本人の電子署名、事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			
	手数料	オンライン手続の場合	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				
上記項目以外のインセンティブ措置	－					
システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせ対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までの見込み早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法入化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 52

対 象 手 続	健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数	8,815,000件 うち電子申請が可能なもの494,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	健康保険法施行規則61条、66条、83条（健康保険法）、船員保険法施行規則24条の2の8.42条、43条、45条（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき、後日払い戻しを受ける場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	— 0	14,820	39,520
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		①領収明細書（オンライン化未対応） ②診療内容明細書（オンライン化未対応）			②保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①現に支払った金額の範囲で給付を行うため ②実際に受けた診療内容に基づいて給付を行うため 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			—
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			—
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			—
		紙による手続の場合（オフライン）	7日（標準処理期間）			—
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			—	
上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
システムの改善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		—			◎法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

対象手続	健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書					
年間平均申請件数	873,000件					
根拠法令・条項	健康保険法施行規則84条（健康保険法）、船員保険法施行規則44条、44条の2（船員保険法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	健康保険被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 船員保険被保険者等は、疾病又は負傷による療養のために職務に服することができない場合は傷病手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	9	14	－ 15	26,190	69,840
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.002	－ 0.002	3.00	8.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①疾病の状態に関する医師又は歯科医師の意見書（オンライン化未対応） ②労務不能若しくは報酬に関する事業主又は船舶所有者の証明書（オンライン化未対応） ③年金証書の写（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化対応済） ④直近の年金額を確認できる書類（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化未対応） ⑤障害手当金の支給を確認できる書類（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化未対応）			①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①疾病の発生日や原因、主症状、労務に服することが出来なかった期間等について確認するため ②労務に服できなかった期間及び受け取ることが出来なかった報酬について確認するため ③年金証書のコードを確認するため ④年金額を確認するため ⑤障害手当金の支給について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑤事実確認に利用するため、原本が必要					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）				－
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・事業主押印及び社会保険労務士の記名押印）				－
手数料	オンライン手続の場合	－				－
	紙による手続の場合（オフライン）	－				－
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ				－
	紙による手続の場合（オフライン）	17日				－
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				－
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				－
上記項目以外のインセンティブ措置	－				◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
システムの改善	◎申請データ仕様の公開				◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。				◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに相手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
その他	－				◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 54

対象手続	健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書					
年間平均申請件数	127,000件					
根拠法令・条項	健康保険法施行規則51条、59条、85条、118条、122条、96条（健康保険法）、船員保険法施行規則82条の15、82条の16、82条の17（船員保険法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	健康保険被保険者、船員保険被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬（葬祭）を行う場合は、埋葬（葬祭）料を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。埋葬（葬祭）料の支給を受けるべき者がいない場合、埋葬（葬祭）を行った者は、埋葬（葬祭）料の額の範囲内で、実際に要した費用に相当する金額を地方社会保険事務所長等に請求することができる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	10	－ 7	3,810	10,160
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.008	－ 0.007	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
		①埋葬（葬祭）費用の領収書（埋葬（葬祭）費として請求する場合）（オンライン化未対応） ②埋葬又は火葬許可証の写、死亡診断書、死体検案書又は検視調査の写、被保険者又は被扶養者の死亡に関する事業主（船舶所有者）の証明書、死亡原因を確認できる医師又は歯科医師の診断書のいずれか（オンライン化未対応）			②保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
	本人確認方法	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）	－			
		申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）	－			
	手数料	オンライン手続の場合	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			
		紙による手続の場合（オフライン）	16日			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	－			◎公法化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 55

対象手続	健康保険被保険者家族出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・家族出産育児一時金支給請求書						
年間平均申請件数	419,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則86条、97条、129条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の5、48条（船員保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたときは、出産育児一時金を社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	14	19	－ 13	12,570	33,520	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.003	0.005	－ 0.004	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①出産を確認できる医師又は助産師の証明書又は出生を確認できる市町村長の証明書（オンライン化未対応）			①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①出産の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①事実確認に利用するため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手数料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	－			◎法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 56

対象手続	健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書						
年間平均申請件数	125,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則87条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の6（船員保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	健康保険被保険者等が出産の日（出産の日が産前日より後になるときは産前日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができないとき出産手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員被保険者等が妊娠のため職務に服することができない場合は、妊娠の判明した日から出産当日までの間と出産の日後56日の範囲内で出産手当金を地方社会保険事務所長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	2	1	－ 0	3,750	10,000	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.002	0.001	－ 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①出産予定日若しくは多胎妊娠に関する医師又は助産師の意見書（オンライン化未対応） ②労務不能に関する事業主又は船舶所有者の証明書（オンライン化未対応） ③妊娠を確認した年月日に関する医師の証明書（オンライン化未対応）			①③保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①出産予定日および多胎妊娠の事実によって給付額を算定するため ②労務に服できなかった期間及び受け取ることが出来なかった報酬について確認するため ③診断年月日によっては給付期間に影響があるため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実確認に利用するため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手数料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	17日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 57

対象手続	健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届						
年間平均申請件数	3,506,000件						
根拠法令・条項	健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務所局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	269	514	— 691	105,180	280,480	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.008	0.014	— 0.026	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①被扶養者証（扶養しなくなった場合）（オンライン化未対応） ②扶養認定に当たり収入や住所、生計維持関係、続柄等を確認する必要がある場合に、これらを確認できる書類（オンライン化未対応）			—		
		【省略できない理由】 ①現物の回収が必要であるため ②被扶養者認定を適切に行うため 【オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため ②事実について確認を行うため、原本が必要			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人及び事業主の電子署名 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）			—	
		代理人による申請の場合	本人の電子署名、事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			—	
	手数料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			—		
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（一引き続き平成19年度においても検討。） ◎磁気媒体届書作成プログラムへの追加（平成19年度）。			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	—			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末まででのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 58

対 象 手 続	健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書					
年間平均申請件数	1,116,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	健康保険法施行規則109条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の4（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越えた場合、その越えた部分について社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	3	16	－ 15	33,480	89,280
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.001	－ 0.002	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		①領収明細書（写）（オンライン化対応済）			－
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①給付の決定に際し、事実の確認が必要のため 【オンライン化できない理由】 ①事実確認に利用するため、場合によって原本が必要			－
	本人確認方法		電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－
	本人による申請の場合		申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－
	手数料		オンライン手続の場合			－
	紙による手続の場合（オフライン）		－			－
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合			処理時間は紙の場合と同じ
	紙による手続の場合（オフライン）		90日（標準処理期間）			－
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合			24時間365日
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
システムの改善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 59

対象手続	健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届							
年間平均申請件数	10,962,000件							
根拠法令・条項	健康保険法施行規則27条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則26条の2（厚生年金保険法）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	342	926	657,720 6,728	1,644,300	2,740,500		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.011	6.00 0.082	15.00	25.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	－			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
	手数料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。				
システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 60

対象手続	国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書					
年間平均申請件数	373,000件					
根拠法令・条項	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	11,190	29,840
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	3.00	8.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①受給権者の生存に関する市町村長の証明又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②年金証書（オンライン化未対応） ③金額支給停止を確認できる書類（オンライン化未対応） ④身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑤障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（障害がある加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑥生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑦レントゲンフィルム（障害がある加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応）			⑤保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（←平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①生存の事実を確認するため ②年金証書のコードを確認するため（省略を検討） ③重複して給付を行わないようにするため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要のため ⑤該当する場合は、給付金額に影響があるため ⑥障害の有無、その程度によって給付金額に影響があるため ⑦該当する場合は、給付金額に影響があるため 【オンライン化できない理由】 ①～⑦事実について確認を行うため、原本が必要					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）				—
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）				—
手数料	オンライン手続の場合	—				—
	紙による手続の場合（オフライン）	—				—
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—				—
	紙による手続の場合（オフライン）	—				—
目標達成に向けた具体的な措置内容 利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				—
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				—
上記項目以外のインセンティブ措置	—					◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（←引き続き検討。）
システムの改善	◎申請データ仕様の公開					◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効果的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（←引き続き平成19年度においても検討。）
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。					◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（←実施通知発信（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（←利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（←従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（←関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。
その他	—					◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（←省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。
厚生労働省電子申請・届出システム	http://harvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 61

対象手続	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届							
年間平均申請件数	1,069,000件							
根拠法令・条項	厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2（厚生年金保険法）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに社会保険事務所長等に届出なければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	162	408	64,140 1,454	160,350	267,250		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.014	0.039	6.00 0.181	15.00	25.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	-			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合 代理人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印） 事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	24時間365日 平日9時～17時			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を 実施（既存税制で対応との結論）。			
	システムの改善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請機能が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（一国民年金第3号被保険者の住所変更と併せて届出が可能となるよう法令改正（平成18年10月施行）。）			
	広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに相手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利便性向上に努めるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	その他	-			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して住所変更情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 62

対象手続	年金手帳再交付申請書							
年間平均申請件数	862,000件							
根拠法令・条項	厚生年金保険法施行規則11条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則11条（国民年金法）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受けなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	37	77	— 70	25,860	68,960		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.008	— 0.011	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	①破り又は汚した年金手帳（オンライン化未対応）			—			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため			—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			—		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			—		
	手数料	オンライン手続の場合	—			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			—		
		紙による手続の場合（オフライン）	1日（基礎年金番号が判明している場合）			—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			—			
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）				
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体と協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	—			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 63

対象手続		国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書				
年間平均申請件数		1,688,000件				
根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4（国民年金法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。 （主な利用者：支給権者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11	15	— 8	50,640	135,040
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.001	0.001	— 0.001	3.00	8.00
添付書類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
		<p>①生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応）</p> <p>②雇用保険被保険者証（オンライン化未対応）</p> <p>③年金手帳（オンライン化未対応）</p> <p>④年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑤旧令共済組合員期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑥合算対象期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑦年金証書（公的年金給付を受ける権利を有する場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑧生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑨身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑩配偶者の年金手帳又はその他基礎年金番号を確認できる書類（配偶者が年金手帳又は基礎年金番号の通知の交付を受けている場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑪障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書（1級又は2級の障害の状態にある者がいる場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑫金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応）</p> <p>⑬レントゲンフィルム（該当する場合）（オンライン化未対応）</p>			<p>⑪保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）</p>	
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		<p>【省略できない理由】</p> <p>①本人確認のため</p> <p>②雇用保険の手当との調整に必要なため</p> <p>③基礎年金番号を確認するため</p> <p>④給付の決定に際し、事実の確認が必要なため</p> <p>⑤給付の決定に際し、事実の確認が必要なため</p> <p>⑥給付の決定に際し、事実の確認が必要なため</p> <p>⑦給付の決定に際し、事実の確認が必要なため</p> <p>⑧給付の決定に際し、事実の確認が必要なため</p> <p>⑨給付の決定に際し、事実の確認が必要なため</p> <p>⑩障害の有無、その程度によって給付額に影響するため</p> <p>⑪適切な支払事務が行われるようにするため</p> <p>⑫障害の有無、その程度によって給付額に影響するため</p> <p>【オンライン化できない理由】</p> <p>⑬→⑬事実について確認を行うため、原本が必要</p>				
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）	—	—	—
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）	—	—	—
	手数料	オンライン手続の場合	—	—	—	—
		紙による手続の場合（オフライン）	—	—	—	—
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ	—	—	—
		紙による手続の場合（オフライン）	32日	—	—	—
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	—	—	—	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時	—	—	—	
上記項目以外のインセンティブ措置	<p>①インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。 （→引き続き検討。）</p>					
システムの改善	<p>◎申請データ仕様の公開</p>		<p>◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。 （→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせた対応を早く準備中。）</p> <p>◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に着手。平成19年度に引き続き検討。）</p> <p>◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）</p>			
広報・普及活動	<p>◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。</p> <p>◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。</p>		<p>◎機軸を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知書発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。）</p> <p>◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。）</p> <p>◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。）</p> <p>◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。）</p> <p>◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。）</p> <p>◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）</p> <p>◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。</p>			
その他	<p>◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について精査を検討）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。）</p> <p>◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。</p> <p>◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。</p>					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 64

対象手続		国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）				
年間平均申請件数		850,000件				
根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則30条の2（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条の2（国民年金法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		60歳前半の老齢給付（報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金）を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	25,500	68,000
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
添付書類		<p>①請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応）</p> <p>②年金証書（公的年金給付を受ける権利を有する場合）（オンライン化未対応）</p> <p>③身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応）</p> <p>④生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応）</p> <p>⑤年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応）</p>				
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		<p>【省略できない理由】</p> <p>①生存確認のため</p> <p>②年金証書のコードを確認するため（省略を検討）</p> <p>③給付の決定に際し、事実の確認が必要のため</p> <p>④給付の決定に際し、事実の確認が必要のため</p> <p>⑤給付の決定に際し、事実の確認が必要のため</p> <p>【オンライン化できない理由】</p> <p>①～⑤事実について確認を行うため、原本が必要</p>				
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）				
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）				
手数料	オンライン手続の場合	－				
	紙による手続の場合（オフライン）	－				
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ				
	紙による手続の場合（オフライン）	75日（標準処理期間）				
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				
上記項目以外のインセンティブ措置		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）				
システムの改善		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広報・普及活動		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成18年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法入化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 65

対象手続	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届					
年間平均申請件数	437,000件					
根拠法令・条項	厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条の6（国民年金法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	5	－ 0	13,110	34,960
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.001	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		①支給停止事由を確認できる書類（オンライン化未対応）			－
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①支給停止に該当する事由を確認するため 【オンライン化できない理由】 ①事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			
	手数料	オンライン手続の場合	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時				
上記項目以外のインセンティブ措置	－					◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）
システムの改善	－					◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。					◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。
その他	－					◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。

厚生労働省電子申請・届出システム

<http://hanvous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 66

対 象 手 続	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届						
年 間 平 均 申 請 件 数	128,000件						
根 拠 法 令・条 項	厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2（厚生年金保険法）						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3,840	10,240	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類	－			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－			－		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
システムの改善	－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知先出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 67

対象手続		年金受給権者現況届					
年間平均申請件数		24,800,000件					
根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6（国民年金法）、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7（船員保険法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回、社会保険庁長官に現況の届出をしなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	3	6	省略分 6,919,200 通常分 1 省略分 1,381,000（概数） 通常分 2	省略分 14,880,000 通常分 2	省略分 14,880,000 通常分 2	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	27.90 7.200	60.00	60.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類		①障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（受給権者又は加給年金対象者が障害の場合）（オンライン化未対応） ②レントゲンフィルム（受給権者又は加給年金対象者が障害の場合）（オンライン化未対応）		①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ②障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～②事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手数料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時		－			
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
システムの改善		－		◎住民基本台帳ネットワークを活用して年金受給者の生存確認を行うことにより、届の提出を省略する（平成18年度）。（→省令改正（平成18年10月施行）。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）			
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 68

対象手続	年金受給権者住所・支払機関変更届							
年間平均申請件数	1,692,000件							
根拠法令・条項	厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	3	－ 0	50,760	135,360		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.000	－ 0	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	金融機関又は郵便局の証明書（受取先の金融機関を変更する場合）（オンライン化未対応）			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 適切な支払事務が行われるようにするため 【オンライン化できない理由】 事実について確認を行うため、原本が必要			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手数料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－			
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）				
システムの改善	－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）				
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他	－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 69

対象手続	年金証書再交付申請書						
年間平均申請件数	140,000件						
根拠法令・条項	厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則3条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条（船員保険法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金証書の再交付を受けなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：―）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	— 1	4,200	11,200	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0.001	— 0.001	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①き損した年金証書（オンライン化未対応）			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため			—		
	本人確認方法	本人による申請の場合 （紙の場合は自署又は記名・押印）	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		—		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		—		
	手数料	オンライン手続の場合	—		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		—		
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		—			
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
その他	—			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 70

対象手続	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届					
年間平均申請件数	811,000件					
根拠法令・条項	厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8（国民年金法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：個人、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	— 1	24,330	64,880
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	— 0.0002	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①現物を回収するため ②死亡の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①現物を確認するため ②事実について確認を行うため、原本が必要		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		—	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		—	
	手数料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時		—		
上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効果的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	—			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 71

対象手続		国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書							
年間平均申請件数		332,000件							
根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8（国民年金法）							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	0	－ 0	9,960	26,560		
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.000	0	－ 0	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
		添付書類		①身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（オンライン化未対応） ②生計維持を確認できる書類（オンライン化未対応） ③金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応）			－		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①本人以外に支払を行うにあたって、支給要件への該当を確認するため ②本人以外に支払を行うにあたって、支給要件への該当を確認するため ③適切な支払事務が行われるようにするため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実について確認を行うため、原本が必要			－		
		本人確認方法		本人による申請の場合 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		本人確認方法		代理人による申請の場合 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
		手数料		オンライン手続の場合			－		
		手数料		紙による手続の場合（オフライン）			－		
		処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合			処理時間は紙の場合と同じ		
		処理時間 （申請者への回答までの時間）		紙による手続の場合（オフライン）			120日（標準処理期間）		
		利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合			24時間365日		
利用（申請等）可能な期間・時間帯		紙による手続の場合（オフライン）			平日9時～17時				
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）				
システムの改善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				

対象手続		国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書				
年間平均申請件数		258,000件				
根拠法令・条項		厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10（厚生年金保険法）、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4（船員保険法）、国民年金法施行規則39条、40条（国民年金法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一定の条件に該当し遺族年金を請求するときは、社会保険事務所長等に請求書を提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：-）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	7,740	20,640
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	3.00	8.00
添付書類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	①請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（オンライン化未対応） ②被保険者であった者の戸籍簿本（オンライン化未対応） ③請求者及び被保険者又は被保険者であった者の基礎年金番号通知書、年金手帳（オンライン化未対応） ④身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍簿本（オンライン化未対応） ⑤死亡診断書又は死体検案書若しくは検視調書に記載された事項の市町村長の証明書（オンライン化未対応） ⑥給付権を確認できる書類（オンライン化未対応） ⑦レントゲンフィルム（該当する場合）（オンライン化未対応） ⑧合算対象期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑨年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応） ⑩年金証書（オンライン化未対応） ⑪金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応） ⑫請求者の障害の状態を認めるべき書類（該当する場合）（オンライン化未対応） ⑬障害の程度に関する医師又は歯科医師の証明書（請求者又は加算額対象者が1級又は2級の障害の状態にある場合）（オンライン化未対応）			⑭保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①本人確認のため ②支給要件への該当を確認するため ③基礎年金番号を確認するため ④支給要件への該当を確認するため ⑤死亡の事実について確認するため ⑥給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑦障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑧給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑨給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑩年金証書のコードを確認するため ⑪適切な支払事務が行われるようにするため ⑫障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑬障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑬事実について確認を行うため、原本が必要				
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）				
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）				
手数料	オンライン手続の場合	—				
	紙による手続の場合（オフライン）	—				
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ				
	紙による手続の場合（オフライン）	30日				
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日				
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時				
上記項目以外のインセンティブ措置		—				
システムの改善		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。 ◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知書発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布することにも、厚生労働省ホームページに同手引書その他の利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。				
その他		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。				
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 74

対象手続	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届						
年間平均申請件数	6,777,000件						
根拠法令・条項	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条（国民年金法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	61	119	— 119	203,310	542,160	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0.001	0.002	— 0.002	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	①年金手帳又は基礎年金番号を確認できる書類（オンライン化未対応） ②生計維持を確認できる書類（取得、種別変更、種別確認の場合）（オンライン化未対応） ③氏名及び性別及び生年月日を確認できる書類（日本国内に住所がない場合）（オンライン化未対応）			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（一省令改正（平成18年10月施行）。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①基礎年金番号の確認（省略を検討）及び変更手続時には現物の記載の必要があるため ②種別の決定に際し、生計維持の事実について確認を行うため ③変更の事実について確認を行うため 【オンライン化できない理由】 ①現物が必要なため ②③事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合 代理人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印） 申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署若しくは記名・押印、事業主の自署若しくは記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			—	
	手数料	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	処理時間は紙の場合と同じ			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）	24時間365日 平日9時～17時			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	システムの改善	◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
	広報・普及活動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（一実施通知発信（平成18年8月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他	—			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定） ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			
厚生労働省電子申請・届出システム	http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html						

対象手続		国民年金保険料追納申込書				
年間平均申請件数		170,000件				
根拠法令・条項		国民年金法施行規則78条（国民年金法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		国民年金の保険料を追納するときは、申込書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	－ 2	5,100	13,600
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.000	－ 0.002	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		①被保険者の資格喪失した後に氏名や住所を変更している場合で、追納申し込みをしようとする時にそれらの事項を確認できる書類（オンライン化未対応） ②年金手帳（オンライン化未対応）		②添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①変更のあった事項について確認を行うため ②基礎年金番号を確認するため（省略を検討） 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法		電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
	代理人による申請の場合		申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手数料		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		－ －	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		処理時間は紙の場合と同じ 15日（標準処理期間）	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		24時間365日 平日9時～17時	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	システムの改善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
広報・普及活動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体に協力依頼（平成18年5月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
その他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 77

対象手続		国民年金保険料還付請求書				
年間平均申請件数		872,000件				
根拠法令・条項		国民年金法93法、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条（国民年金法）				
手続概要 （※主な利用者と代理申請者を明記）		前納保険料の還付を受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：被保険者であった者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	26,160	69,760
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	— 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添付書類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	本人確認方法			①年金手帳（オンライン化未対応） ②被保険者の死亡を確認できる書類（請求者が相続人である場合）（オンライン化未対応） ③相続人を確認できる書類（請求者が相続人である場合）（オンライン化未対応）		
	手数料			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）			【省略できない理由】 ①基礎年金番号を確認するため（省略を検討） ②本人以外に支払を行うにあたって、死亡の事実について確認を行うため ③本人以外に支払を行うにあたって、相続の事実について確認を行うため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実について確認を行うため、原本が必要		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯			電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		
	上記項目以外のインセンティブ措置			申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		
	システムの改善			—		
	広報・普及活動			—		
	その他			—		

農 林 水 産 省

オンライン利用促進のための行動計画（農林水産省）

No. 1

対象手続	指定検疫物の輸入届出							
年間平均申請件数	206千件							
根拠法令・条項	家畜伝染病予防法（昭和26年法律166号）第40条第1項							
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	指定検疫物を輸入した者が、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、輸入禁止品に該当するかどうか、検査証明書の添付の有無、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無について家畜防疫官の検査を受けとるための手続き（主な利用者：通関業者、輸入者等、代理申請率：約9割）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	181千件	195千件	201千件 138千件	201千件	201千件		
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	93%	96%	96% 96%	96%	96%		
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
	添付書類	輸出国政府機関発行の検査証明書（一部オンライン化済）			※検査申請に輸出国政府機関発行の検査証明書の添付を義務づけており、豪州より要望のあった豪州産肉類については既に検査証明書を電子的に取得する仕組みを導入している。			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	輸入される動物、畜産物について輸出国政府機関が検査し、その結果、家畜の伝染病をひろげるおそれのない旨が記載された証明書を確認する必要があるため						
	本人確認方法	本人による申請の場合	通関情報処理システム（NACCS）のID・パスワード（紙の場合は押印又は自署）			※今後もNACCS利用端末からANIPASを利用するためにあらためてID、パスワードを求めない。		
		代理人による申請の場合	通関情報処理システム（NACCS）のID・パスワード（紙の場合は押印又は自署）			※今後もNACCS利用端末からANIPASを利用するためにあらためてID、パスワードを求めない。		
	手数料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	22分（航空貨物の場合）			※申請は速やかに受理され、申請者が希望する検査日時までに処理は終了しているため、申請者を待たせることはない。		
		紙による手続の場合（オフライン）	32分（航空貨物の場合）					
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	6時～翌3時（365日）			システムメンテナンス時間を除く24時間365日（平成21年度までに措置）		
紙による手続の場合（オフライン）		【海港】原則として月～金の8:30～17:00 【空港】開庁時間にあわせて対応			-			
上記項目以外のインセンティブ措置	-			-				
システムの改善	平成9年4月から動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）の運用を開始し、これまでに、 ① 通関情報処理システム（NACCS）利用端末からANIPASを利用するために改めてID、パスワードを求めない。 ② 他の輸出入関連システムとはインターフェースシステムを通じてフンストップ、シングルウィンドウ化を実現する。 ③ 過去の申請データを保存することにより次回以降利活用することを可能とする。 ④ 全国からの利用を可能とする。 等、利用者の利便性向上に努めてきたところである。			「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月策定）の中で利用者利便性の向上を図るため、オンライン申請受付の24時間化、インターネットを利用した申請窓口の新設を行うこととされており、その具体的な要件については、18年度の次期システムの基本設計業務の中で検討を行っているところである。（→平成18年度実施済）				
広報・普及活動	動物検疫所のホームページを通じて広く広報・普及を図っているところであり、また、各動物検疫所で輸入業者、通関業者等の関係業者を対象に講習会を定期的に開催しており、この中で電子申請に係る広報を実施している。			今後とも本システムの広報・普及に努めることとする。				
その他	-			-				

オンライン利用促進のための行動計画（農林水産省）

No. 2

対象手続	輸入植物等の検査の申請						
年間平均申請件数	335千件						
根拠法令・条項	植物防疫法（昭和25年法律151号）第8条第1項						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者が、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫所に届け出て、検査を受けるための手続 （主な利用者：通関業者、輸入者等、代理申請率：約9割）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	292千件	278千件	299千件 239千件	306千件	313千件	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	84	84	86 85	88	90	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			①植物検疫証明書（オンライン化未対応） 国際植物防疫条約加盟国間で植物検疫証明書の電子化（電子証明）の検討が始まったことから、日本としても電子証明を検討する（実施時期：未定）。			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			国際植物防疫条約で各締約国は、植物類を輸出する際には植物検疫証明書を発給することとされており、植物類の輸入検疫を実施する際には必要な書類である。植物検疫証明書の電子化は、平成17年4月から国際植物防疫条約事務局で作業部会を立ち上げ検討を始めたところである。			
	本人確認方法	本人による申請の場合	輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）の入り口となっている通関情報処理システム（NACCS）へID及びパスワードを入力するのみ （紙の場合は押印又は自署）		輸出入・港湾関係手続府省共通ポータルが採用する認証方法を採用（ID・パスワードのみとする方向で検討中）（平成21年度までに措置）。		
		代理人による申請の場合	輸入者に代わって申請事務をすることの委任関係を示す届出をあらかじめ植物防疫所に行った上で、本人による申請の場合と同じ。（紙の場合も同様）		輸入者と代理人の委任関係を系統的に解消する方法について検討し、輸出入・港湾関係手続府省共通ポータルが採用する認証方法で申請が可能となるよう検討する（平成21年度までに措置）。		
	手数料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	平均0.5日（輸入者側の検査準備の状況、消毒等の検査措置の有無・種類等によって異なる。）		※申請受付から処分通知までに行われる植物防疫所における事務は現物検査であり、オンライン化率が向上しても処理時間は短縮されない。		
		紙による手続の場合（オフライン）	申請受付から処分通知までに行われる植物防疫所における事務は現物検査であり、これに要する時間はオンラインとオフラインと変わらない。		※申請受付から処分通知までに行われる植物防疫所における事務は現物検査であり、これに要する時間はオンラインとオフラインとで変わらない。		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	6：00～翌4：00（365日）		システムメンテナンス時間を除く24時間365日（平成21年度までに措置）		
紙による手続の場合（オフライン）		植物防疫所の開庁時間 （一般には8：30～17：00、例えば成田空港は6：00～翌2：00）		※植物防疫所の開庁時間 （一般には8：30～17：00、例えば成田空港は6：00～翌2：00）			
上記項目以外のインセンティブ措置			-				
システムの改善			輸入植物検査の申請手続をNACCS経由でオンラインで実施できるシステムとしてPQ-NETWORKシステムを開発し、平成9年4月から運用を開始した。 これまでに、 ① オンライン手続を処理する植物防疫所を、順次拡大し、現在では全ての植物防疫所で対応が可能とした。 ② NACCSのID、パスワードとは別途に植物防疫所独自に必要なとしていた利用届を廃止した。 ③ 他の輸出入関連システムとのシングルウィンドウ化を実現し、一回の送信に必要なデータが必要な役所に送信されるシステムに改善した。 ④ NACCSセンターが徴収していたPQ-NETWORK利用料金を廃止し、無料とした。 ⑤ NACCSの専用回線利用に加え、インターネット経由でも申請手続が行われるように改善した。 ⑥ 大手業者が自社システムとPQ-NETWORKを直接接続して申請データを送受信できるダイレクトインターフェースを整備した。 ⑦ 6：00～翌3：00までのオンライン稼働時間を、6：00～翌4：00までに延長した。 等、利用者の利便性向上に努めてきたところである。				
広報・普及活動			PQ-NETWORKの運用開始時には、全国の植物防疫所において輸入業者及び通関業者を戸別訪問して電子化システムのPRと協力依頼をするなどのローラー作戦を展開した。 その後も、輸入業者、通関業者、関係団体等を対象とした情報交換会が、各植物防疫所において年2回程度開催されており、この中で電子申請に係る広報を実施している。				
その他			-				

オンライン利用促進のための行動計画（農林水産省）

No. 3

対象手続	採捕数量等の報告						
年間平均申請件数	231千件						
根拠法令・条項	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律77号）第17条第1項						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定めるものが、排他的経済水域等において第1種特定海洋生物資源を採捕したときは、採捕の数量等を農林水産大臣に報告する。 （主な利用者：漁業者（漁業団体等））						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	185千件	235千件	※下段のその他欄に記載 144千件	※下段のその他欄に記載	※下段のその他欄に記載	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	97%	98%	100% 97%	100%	100%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	報告を行う者の使用に係る入出力装置を告示により指定し、漁業者の所属組合等にID・パスワードを交付。その装置からID・パスワードを用いて行われた報告を本人からの報告とみなしている。			-	
		代理人による申請の場合	同上			-	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日利用可能			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	郵便又はFAXにより常時受付			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置	○24時間365日利用可能とする。 ○ヘルプデスク（利用者の各種問い合わせ窓口）を開設。			今後とも利用者からの意見・要望等を踏まえ、必要があれば改善を図っていく。		
システムの改善	利用者の要望に対応したシステムの機能を改善。			今後とも利用者からの意見・要望等を踏まえ、必要があれば改善を図っていく。 （・機器の更新及びOSのバージョンアップを行い、セキュリティの強化等システムの改善を実施。（平成18年度実施済））			
広報・普及活動	農林水産省ホームページを通じて広報・普及を図っているところであり、また、地方公共団体担当者会議等を通じて電子報告に係る広報を実施している。			今後とも本システムの広報・普及に努めることとする。			
その他	-			※当手続は、「採捕数量の報告」であることから、報告者や操業日数の増減などの要因により報告件数も変動するため、目標件数は設定できない。			

經濟產業省

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 1

対象手続		経済産業省生産動態統計調査					
年間平均申請件数		276,000件					
根拠法令・条項		経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）第8条（統計法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配布者（都道府県知事、経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。 （主な利用者：製造業者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17 ※平成18年1月 現在	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	96,000	106,000	119,500 114,000	133,300	147,100	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	34.8	38.3	43.3 41.3	48.3	53.3	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類		－			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙による手続きの場合は、申告義務者の氏名を記載）			－	
		代理人による申請の場合	－			－	
	手数料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	9:00～21:00（平日）			申請受付時間の延長 土日受付対応（平成17年度内）（→平成18年4月実施済） 24時間365日受付対応（平成21年度までに整備）	
紙による手続の場合（オフライン）		調査員調査の場合は、概ね8:00～17:00 郵送調査の場合は、指定なし			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			事務処理期間の短縮については、電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って措置予定。（平成21年度までに整備）		
システムの改善		－			業務システム最適化計画に基づき開発されるシステムを平成21年度から導入する。		
広報・普及活動		オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。			システム設定・操作方法に係るサポート窓口の設置、システム概要等をまとめたWebページの掲載及びパンフレットの配布（調査時）等により、オンライン提出に係る理解促進を図る。		
その他		－			上記以外の措置内容も電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って整備予定。（平成21年度までに整備） この結果、平成22（2010）年度の目標利用率は63%である。		

オンライン手続のサービス （新世代統計システム）	http://www.meti.go.jp/statistics/h_system.html
-----------------------------	---

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 2

対象手続	商業動態統計調査					
年間平均申請件数	204,000件					
根拠法令・条項	商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号）第7条（統計法）					
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者（都道府県知事又は経済産業大臣）に提出する。 （主な利用者：卸売業者及び小売業者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17 ※平成18年1月 現在	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	30,000	30,000	32,000 30,600	33,000	40,800
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	14.7	14.8	15.7 15.0	16.2	20.0
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類		－	－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙による手続きの場合は、申告義務者の氏名を記載）		－	
		代理人による申請の場合	－		－	
	手数料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	9:00～21:00（平日）		申請受付時間の延長 土日受付対応（平成17年度内）（→平成18年4月実施済） 24時間365日受付対応（平成21年度までに整備）	
		紙による手続の場合（オフライン）	調査員調査の場合は、概ね8:00～17:00 郵送調査の場合は、指定なし		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		事務処理期間の短縮については、電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って措置予定。（平成21年度までに整備）	
システムの改善		現行システムにおけるオンライン手続は、4種類の調査（甲、乙、丙及び丁）のうち、2種類の調査（甲及び丙。調査対象として全体の3割程度を占める）を対象としている。		業務システム最適化計画に基づき開発されるシステムを導入し、乙調査及び丁調査についても平成21年（→平成22年）1月（予定）からオンライン調査を開始する。		
広報・普及活動		パンフレット、ホームページ等で甲調査及び丙調査でオンラインによる手続が可能であることを広報している。		乙調査及び丁調査についても新たにオンラインによる手続が可能となることについて、今後、パンフレット、ホームページ等で周知する。 また、システム設定・操作方法に係るサポート窓口の設置、システム概要等をまとめたWebページの掲載及びパンフレットの配布（調査時）等により、オンライン提出に係る理解促進を図る。		
その他		乙調査は、客体の調査負担軽減のためにローテーション方式で対象事業所を1年毎及び2ヶ月毎に変更していること、対象事業所に中小・零細事業所が多くインターネット環境が必ずしも満足ではない事業所が多いことなど、オンライン調査の普及が難しく、投資に見合った効果が期待しがたいことから、現行の新世代システムではオンライン調査の対象外としている。 丁調査は、対象企業数が非常に少なくオンライン化にむけた投資に見合った効果が期待しがたいとしてオンライン調査の対象外とした。		上記以外の措置内容も電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って整備予定。（平成21年度までに整備） 平成21年（→平成22年）1月から乙調査及び丁調査についてもオンライン調査対象となり、平成22（2010）年度の目標利用率は60％である。		

オンライン手続のサービス （新世代統計システム）	http://www.meti.go.jp/statistics/h_system.html
-----------------------------	---

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 3

対象手続	経済産業省特定業種石油等消費統計調査						
年間平均申請件数	20,000件						
根拠法令・条項	経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）第7条（統計法）						
手続概要 （※主な利用者と代理申請率を明記）	申告義務者は、経済産業大臣が定めた様式（調査票）に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査票配布者（経済産業局長又は経済産業大臣）に提出する。 （主な利用者：対象事業所、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17 ※平成18年1月 現在	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11,000	12,000	14,000 12,000	15,000	16,000	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	55.0	57.9	70.0 60.4	75.0	80.0	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	ID・パスワード （紙による手続きの場合は、申告義務者の氏名を記載）		－		
		代理人による申請の場合	－		－		
	手数料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	9:00～21:00（平日）		申請受付時間の延長 土日受付対応（平成17年度内）（→平成18年4月実施済） 24時間365日受付対応（平成21年度までに整備）		
紙による手続の場合（オフライン）		調査員調査の場合は、概ね8:00～17:00 郵送調査の場合は、指定なし		－			
上記項目以外のインセンティブ措置			事務処理期間の短縮については、電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って措置予定。（平成21年度までに整備）				
システムの改善			業務システム最適化計画に基づき開発されるシステムを平成21年度から導入する。				
広報・普及活動			オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 システム設定・操作方法に係るサポート窓口の設置、システム概要等をまとめたWebページの掲載及びパンフレットの配布（調査時）等により、オンライン提出に係る理解促進を図る。				
その他			上記以外の措置内容も電子政府構築計画に基づく統計調査等業務の業務・システム最適化計画に沿って整備予定。（平成21年度までに整備）				

オンライン手続のサービス （新世代統計システム）	http://www.meti.go.jp/statistics/h_system.html
-----------------------------	---

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 4.5

対 象 手 続	事業用電気工作物の保安規程の届出 事業用電気工作物の保安規程の変更の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数	102,000件(2つの手続の合計 H15FY)					
根 拠 法 令 ・ 条 項	電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項及び第2項					
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	事業用電気工作物を設置する者が、工作物を使用する前に保安規程を定めて、大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。 また、保安規程を変更した時に、遅滞なく大臣又は産業保安監督部長に対して届出をするもの。 (届出先：経済産業省原子力安全・保安院、産業保安監督部又は同支部の電力安全課) (主な利用者：電力会社や工場、ビル等の設置者)					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件) (平成17年度までは実績)	0	0	0	5,000	20,000
	目標利用率(%) (平成17年度までは実績)	0	0	0	5	20
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時(平成17年度末)の状況			改善方策の措置・具体的改善方策(実施時期)		
	添 付 書 類			添付書類はオンラインでの提出が可能		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			添付書類のうち、 ①保安規程については、届け出た保安規程が電気事業法施行規則第50条に掲げる事項について定めているか確認するため ②変更を必要とする理由を記載した書類については、保安規程を変更したことが事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保する上で適切なものであるか確認するため省略できない。		
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は申請者本人の押印又は署名)	利用者の利便性向上に向け、本人確認方法の簡素化等(電子署名を省略する等)を検討する。 (→利用者の利便性向上に向け、本人確認方法の簡素化(電子署名を省略する等)について、平成19年度での実現を図るべく、電子署名の省略等を行った場合の代替措置等手続上の方策について具体的な検討及び省内調整を行う。(平成19年度))		
		代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名又は代理人の電子署名 (紙の場合は申請者本人と代理人の押印又は署名)	同上 (→上記での検討や実施状況を踏まえて、利用者の利便性向上に向け、本人確認方法の簡素化等(電子署名を省略する等)を検討する。(平成19年度以降))		
	手 数 料	オンライン手続の場合	—	—		
		紙による手続の場合(オフライン)	—	—		
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	—	—		
		紙による手続の場合(オフライン)	—	—		
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	原則24時間365日	※原則24時間365日受付対応済		
紙による手続の場合(オフライン)		就業時間中 (本省の場合、9:30~18:00)	—			
上記項目以外のインセンティブ措置		—	—			
システムの改善		—	汎用電子申請システムにおける手続案内画面において、申請数が多い手続については、申請者がアクセスしやすい位置に配置し、画面の改善を図る。(平成18年度中に措置) (→汎用電子申請システムにおける手続案内画面において、申請数が多い手続については、申請者がアクセスしやすい位置に配置し、画面の改善を行った。(平成18年度措置済))			
広報・普及活動		オンライン申請も可能であることについて、受付窓口で教示。	継続中：オンライン申請も可能であることについて、受付窓口で教示。 平成18年度～：オンライン申請も可能であることについて、受付窓口に掲示したり、各種通知文書に案内を同封するなど、オンライン申請への移行を推進。			
そ の 他		—	—			

※改善方策ではない。

オンライン手続のサービス
(汎用電子申請システム)

<http://www.meti.go.jp/application/index.htm>

オンライン利用促進のための行動計画（経済産業省）

No. 6

対 象 手 続	工業所有権出願関連手続（特許、実用新案、意匠、商標に関する手続）						
年 間 平 均 申 請 件 数	240万件						
根 拠 法 令 ・ 条 項	特許法第36条、特許法第48条の3、特許法第50条、特許法第17条、特許法第107条、意匠法第42条、商標法第5条、商標法第40条、商標法第19条第2項等						
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)	工業所有権に関する出願等を行うための手続 (主な利用者：代理人・出願人、出願手続の代理申請率：82%)						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） ※平成17年度までは実績。	220万	240万	220万 194万	220万	220万	
	目標利用率（%） ※平成17年度までは実績。	88	88.4	88以上 91.2	88以上	88以上	
	オンライン利用率が低い中小企業・個人などの出願が増える中で、利用率の維持・向上を目指す。 なお、目標利用率の母数は平成16年度実績の250万件、平成17年度実績270万件、平成18年12月末実績210万件とする。						
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	①明細書（オンライン化済） ②特許請求の範囲（オンライン化済） ③図面（オンライン化済） ④要約書（オンライン化済） ⑤特分を証明する書面（オンライン化未対応） ⑥代表者であることを証明する書面（オンライン化未対応）等			出願書類等を各国特許庁で相互に交換することにより、出願人による海外特許庁への書類（優先権証明書等）の提出負担を軽減するため、海外の特許庁との交渉を積極的に進める。特に特許出願に関して、日本の出願人は米国特許商標庁に年間4万件以上の優先権証明書を提出していることから、上記交換を実現すべく米国特許商標庁と交渉を進める。（平成19年度中を目標に措置） （一・出願書類等を各国特許庁で相互に交換することにより、出願人による海外特許庁への書類（優先権証明書等）の提出負担を軽減するため、海外の特許庁との交渉を積極的に進める。 ・特に特許出願に関して、日本の出願人は米国特許商標庁に年間4万件以上の優先権証明書を提出しているところ、上記交換を実現すべく米国特許商標庁と交渉を進めた結果、優先権証明書の電子的交換を行うこととなった。（平成19年度）			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	添付書類のうち、①～④については、工業所有権を審査・設定等するために必要不可欠な書類であるため省略できない。⑤、⑥等については、契約内容を電子的に証明する手段がないためにオンライン化できない。						
本人確認方法	本人による申請の場合	ISDN回線番号・ID・パスワード 又は 本人の電子署名・ID・電子証明書 (紙の場合は、登録した印鑑の押印又は特許庁が発行した識別ラベルの貼付)			・電子証明書については、当該手続において利用可能な電子証明書を拡大すべく関係者に働きかけていく。 ・インターネット出願における申請人の本人認証において、申請人が電子証明書を取得する事が容易な、各都道府県の公的個人認証サービスを利用可能とする。（平成19年度）		
	代理人による申請の場合	ISDN回線番号・ID・パスワード 又は 代理人の電子署名・ID・電子証明書 (紙の場合は、登録した印鑑の押印又は特許庁が発行した識別ラベルの貼付)			・電子証明書については、当該手続において利用可能な電子証明書を拡大すべく関係者に働きかけていく。 ・インターネット出願における申請人の本人認証において、申請人が電子証明書を取得する事が容易な、各都道府県の公的個人認証サービスを利用可能とする。（平成19年度）		
手 数 料	オンライン手続の場合	所定の手数料（特許出願については、1件につき16000円（特許法第百九十五条第二項）、外国語書面出願は26000円（特許法第百九十五条第二項） 特許出願審査請求については、1件につき168600円に1請求項につき4000円を加えた額（特許法第百九十五条第二項）等）			-		
	紙による手続の場合（オフライン）	電子申請の料金に電子化手数料として1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額			※工業所有権出願関連手続については、既に原則オンライン手続を対象とした料金としており、書面手続については、別途電子化手数料を徴収している。この電子化手数料については法律により実費勘案と定められており、必要に応じて見直しを行うもの。		

目標達成に向けた

具体的な措置内容	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	申請者への回答までの時間は手続の種類により各々異なる。	特許庁業務・システム最適化計画に基づく、新事務処理システムに移行するに際し、日次又は週次処理(バッチ処理)についての運用基準を見直すことにより、処理時間を可能な限り短縮する(平成23年1月を目途に実現)。
		紙による手続の場合(オフライン)	オンラインによる手続と比べ、申請後に処理可能となるまでに電子化期間として1月程度の期間が必要。	—
	利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	原則24時間365日	※原則24時間365日受付対応済
		紙による手続の場合(オフライン)	開庁日の9:00~17:00	—
	上記項目以外のインセンティブ措置		—	—
	システムの改善		平成2年に特許・実用新案オンライン出願の受付開始。 平成10年にパソコンによるオンライン出願の受付開始。 平成17年にインターネットを用いたオンライン国内出願の受付を開始。同時にオンライン出願の24時間365日受付開始。	○権利の設定登録から公報発行までの期間(以下、公報発行期間)の短縮が急務となっている登録実用新案公報につき、インターネット利用による公報発行を実施(平成18年1月開始)。これにより、概ね7週間であった公報発行期間が、概ね4週間程度に短縮される。今後は、登録実用新案と同様、公報発行の早期化の要請が比較的大きい意匠につきインターネット公報の導入を行う予定。 (一○権利の設定登録から公報発行までの期間(以下、公報発行期間)の短縮が急務となっている登録実用新案公報につき、インターネット利用による公報発行を実施(平成18年1月開始)。これにより、概ね7週間であった公報発行期間が、概ね4週間程度に短縮された。登録実用新案と同様、公報発行の早期化の要請が比較的大きい意匠公報につき、平成19年1月にインターネット公報の発行を開始。これにより、概ね7週間であった公報発行期間が、概ね5週間程度に短縮された。) ○以下の項目を実現すべく、特許庁業務・システム最適化計画に基づき新事務処理システムの開発を行う。 ・出願人が既に出願している同一案件に関する各種申請書類を作成する際に、特許庁のデータベースからオンラインでその出願内容に関する情報を予め申請書類に反映することにより、出願人の申請書作成を支援する機能(インタラクティブ申請(申請書作成支援システム))を新事務処理システム(平成23年1月を目途)により実現する。 ・企業における事業戦略や知財戦略の策定に有用な情報である出願・審査に関連する情報について、公衆に対して無料で提供する。(平成23年1月を目途)
広報・普及活動		オンライン出願について、ホームページ、パンフレットで公表すると共に、知的財産制度説明会において説明会を開催。	引き続き、オンライン出願の説明会を開催する予定。	
その他		—	—	

※改善方策ではない。

オンライン手続のサービス (電子出願システム)	http://www.ipa.go.jp/cgi/link.cgi?url=/e_shutugan/e_shutugan_list.htm
----------------------------	---

国土交通省

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No. 1

対象手続		特殊車両通行許可申請					
年間平均申請件数		約127,000件					
根拠法令・条項		道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2					
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）		道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを制限しています。このような制限の基準値を超える車両を通行させようとする場合には、道路管理者に通行させる車両や経路などを申請し、特殊車両通行許可証の交付を受ける必要があり、そのための手続きが特殊車両通行許可申請です。 （主な利用者：運送事業者、代理申請率：約2～3割（推定））					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18 下段は12月末現在	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	4,297	11,072	18,700 17,206	26,400	34,000
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	3.4	8.7	14.7 13.5	20.8	26.8
添付書類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		自動車検査証の写し（オンライン化済） 代理申請の場合は委任状（オンライン化済） 電子地図がない場合は地図の写し（オンライン化済） その他審査にあたって確認が必要なもの（オンライン化済）			自動車検査証の写しの廃止（平成19年3月を予定）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		添付書類のうち、代理申請の場合の委任状については、一定の事務を他に委任する場合においては一般的には委任状をもって確認する必要があり省略できない。電子地図がない場合の地図の写しについては、通行経路が確認できないため省略できない。その他審査にあたって確認が必要なものについては、例えば交差点狭小部の折進状態を確認するための軌跡図等であり、省略できない。					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名及びID・パスワード（紙の場合は、申請者の記名又は押印）			電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第3条において、電子的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは真正に成立したものと推定するとしているため、またID及びパスワードは、登録されたデータを他者に改変されないための暗証である。	
		代理人による申請の場合	代理人の電子署名及びID・パスワード並びに委任状（紙の場合は、申請者の記名又は押印並びに委任状）			同上	
	手数料	オンライン手続の場合	手数料なし 他の道路管理者への協議のある場合1経路200円（協議手数料）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	同上			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	他の道路管理者に協議等がない場合 4日間			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	一般的な標準処理期間 3週間			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	事務所窓口の業務時間内			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		通行許可証の窓口交付			許可証交付のオンライン化の実現（平成18年4月より順次実施）	
	システムの改善		自動車検査証の写しが必要 通行許可証の窓口交付が必要			・自動車検査証の写しの廃止に向けシステム改善（平成19年1月に実施済） ・許可証交付のオンライン化の実現（平成18年4月より順次実施）	
広報・普及活動		オンラインによる手続についてホームページ等で広報			ホームページにおけるFAQ等の更なる充実。業界等へのPRの実施		
その他		他の道路管理者のシステム未導入			システム仕様の提供を実施		

特殊車両オンライン申請システム

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No. 2

対象手続		自動車の新規登録、新規検査					
年間平均申請件数		約3,500,000件（約1,000,000件：東京都等の4都府県）[型式指定車の新規登録]					
根拠法令・条項		道路運送車両法（昭和26年法律185号）第7条 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第59条					
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）		登録を受けていない自動車の登録を受けようとする場合には、その所有者は新規登録の申請をしなければならない。登録を受けていない自動車を運行の用に供しようとするときは、その使用者は、新規検査を受けなければならない。 （主な利用者：自動車販売店、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	-	416 電子申請は 12月26日より 開始	- 5298	17.5万 全国でサービス が行われた場合	66.5万 全国でサービスが 行われた場合
		目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	-	約0.1%	- 約0.6%	5%	19%
添付書類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		下記の添付書類は全てオンライン化済み。 譲渡証明書 完成検査終了証 自動車損害賠償責任保険証明書 再資源化預託金等を預託したことを証する書面 保管場所証明書 代理申請の場合は委任状			左記のとおり添付書類はオンライン化済み。 なお、からは添付書類は発行元（自動車販売店等）から登録情報処理機関を経由して国土交通省に提供されるものであり、申請者が申請時に手間をかけて送信するものではない。		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
本人確認方法 （申請内容の真正性の担保）	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は記名・押印及び印鑑証明書の添付）			自動車の登録は所有権の公証を行うものであり、厳格な権利関係の審査が必要であることから、確実な本人確認や内容の真正性の担保のためには電子署名及び公的個人認証等が必要 自動車販売店へのヒアリングの結果、自動車購入者が公的個人認証を保持していないこと、また、自動車販売店が代行手数料の差別化を行っていても、自動車購入者は公的個人認証の取得しないことが問題点となっていることから、公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするシステム改良を検討。		
	代理人による申請の場合	申請者本人の電子署名及び代理人の電子署名 （紙の場合は申請者本人の記名・押印及び印鑑証明書の添付と代理人の記名）			自動車の登録は所有権の公証を行うものであり、厳格な権利関係の審査が必要であることから、確実な本人確認や内容の真正性の担保のためには電子署名及び公的個人認証等が必要 自動車販売店へのヒアリングの結果、自動車購入者が公的個人認証を保持していないこと、また、自動車販売店が代行手数料の差別化を行っていても、自動車購入者は公的個人認証の取得しないことが問題点となっていることから、公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするシステム改良を検討。		
手数料	オンライン手続の場合	1,800円			今後、手数料の差別化について検討を行う。 また、自動車販売店の代行手数料の引き下げについて、業界団体等を通じてPRしていく。		
	紙による手続の場合（オフライン）	1,800円					
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	即日処理			即日処理		
	紙による手続の場合（オフライン）	即日処理			即日処理		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			既に24時間365日受付としている		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日8:45～16:00受付			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		・自動車販売店の経営者等に対する利用促進及び代行手数料の低減に係る検討の要請 ・利用者からの問合せ（利用方法等）に対応するヘルプデスクの設置			利用者の多い自動車販売店への感謝状制度の創設（平成18年5月に実施済。） 感謝状制度について、平成19年3月に第1回の感謝状の授与を行う予定。		
システムの改善		・国及び地方公共団体が所管する複数手続（保管場所証明、検査・登録、自動車諸税）のワンストップ化 ・代理申請機能の構築			利用者の意見等を踏まえ、申請画面の見直しに係る検討を行う。 主な利用者である自動車販売店に対し意見聴取している（平成18年5月より開始）。 自動車販売店から聴取した結果を踏まえ、システム改善の検討を行う。		
広報・普及活動		・オンラインによる手続が可能となっていることについて、ポスター、チラシ、ホームページ、テレビ、インターネット、雑誌等を通じた周知。 ・各種説明会を通じた関係者への周知			広報・普及活動の継続		
その他		・自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続のうち、地方公共団体が所管する保管場所証明、自動車諸税の手続に係る手数料、処理時間等については、各地方公共団体の条例等において定めている。			以下の地方公共団体に係る項目について、関係省庁（警察庁、総務省）に要請を行う。 ・地方税の軽減措置 ・手数料（保管場所証明申請）の差別化 ・処理時間の短縮化 ・住民基本台帳カード（公的個人認証）の取得の容易化 ・住民に対する広報周知 地方公共団体に係る事項について、関係省庁（警察庁、総務省）に対して要請を行った（平成18年6月実施済）。		

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム

<http://www.oss.mlit.go.jp/>

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No. 3

対象手続	(1) 自動車の変更登録 (2) 自動車の移転登録 (3) 自動車の抹消登録 (4) 自動車の継続検査						
年間平均申請件数	(1) 1,731,000件 (2) 5,734,000件 (3) 4,811,000件 (4) 29,075,000件						
根拠法令・条項	(1) 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第12条 (2) 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第13条 (3) 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第15条または第16条 (4) 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第62条						
手続概要 (主な利用者と代理申請率を明記)	(1) 自動車の所有者は所有者の住所等に変更があったときは、その事由のあった日から15日以内に変更登録の申請をしなければならない。 (2) 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に移転登録の申請をしなければならない。 (3) 登録自動車が増減し、解体し（整備、又は改造のために解体する場合を除く。）又は自動車の用途を廃止したとき、所有者は、その事由があった日から15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたとき、一時抹消登録の申請をしなければならない。 (4) 登録自動車等の使用者は、自動車検査証の有効期間満了後も引き続き使用しようとするときは、継続検査を受けなければならない。 (主な利用者：自動車ユーザー、自動車販売店 代理申請率：不明)						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	-	-	本手続については、オンライン化未実施のため、IT新改革戦略で掲げたオンライン利用率の目標の下、新規登録の具体的改善策による利用率向上の効果を踏まえ、具体的仕様の検討及び検討結果に基づく利用見込みを調査を行い、目標達成の見込まれる手続から順次オンライン化を目指す。			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	-	-				
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況					改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添付書類	譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書、保管場所証明書、預託証明書、印鑑証明書				既に移動している自動車の新規登録のオンライン化を参考にしつつ、添付書類の電子化、本人確認方法、処理時間等について方策を講じる予定。	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	(紙の場合は記名・押印及び印鑑証明書の添付)				
		代理人による申請の場合	(紙の場合は申請者本人の記名・押印及び印鑑証明書の添付と代理人の記名)				
	手数料	オンライン手続の場合	-				
		紙による手続の場合（オフライン）	(1) 350円 (2) 500円 (3) なし又は350円 (4) 1,100円[現車提示を省略する場合]				
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合					
		紙による手続の場合（オフライン）	即日処理				
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	-				
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8:45～16:00受付				
上記項目以外のインセンティブ措置	-						
システムの改善	-						
広報・普及活動	-						
その他	-				オンライン化した場合の「自動車保有関係手続のワンストップサービス」の対象手続のうち、地方公共団体が所管する保管場所証明、自動車諸税の手続に係る手数料、処理時間等については、各地方公共団体の条例等において定めている。		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（国土交通省）

No.4, No.5

対象手続	(1) 海技免状の有効期間の更新（大型船舶の免許） (2) 操縦免許証の有効期間の更新（小型船舶の免許）					
年間平均申請件数	282,500件					
根拠法令・条項	(1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律149号）第7条の2第2項 (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律149号）第23条の11					
手続概要 (主な利用者と代理申請率を明記)	(1) 海技免状の所持者が、その所持する海技免状の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、海技免状更新申請書及び必要な添付書類とともに海技免状の有効期間の更新を申請する。(主な利用者：海技免状所持者、代理申請率：約80%) (2) 小型船舶操縦免許証（以下操縦免許証）の所持者が、その所持する操縦免許証の有効期間満了日の一年前から、全国の地方運輸局等に対し、操縦免許証更新申請書及び必要な添付書類とともに操縦免許証の有効期間の更新を申請する。(主な利用者：小型船舶操縦免許証所持者、代理申請率：約80%)					
目標利用件数・目標利用率	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数(件) <small>平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績</small>	0件	4件	13,000件 37件	26,000件	39,000件
目標利用率(%) <small>平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績</small>	目標利用率(%)	0%	0%	4.6% 0.01%	9.2%	13.8%
	行動計画策定時（平成17年度末）の状況	改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）				
添付書類	(1) 海技免状の有効期間の更新 海技免状(オンライン化未対応) 乗船履歴を有することを証明する書類、同等業務経験認定書、更新講習修了証明書(オンライン化未対応) 身体検査証明書(オンライン化未対応) 海技免状用写真票(オンライン化未対応) (2) 操縦免許証の有効期間の更新 写真(オンライン申請による添付可) 小型船舶操縦士身体検査証明書(オンライン化未対応) 更新講習修了証明書(オンライン化未対応) 本籍の記載のある住民票の写し(平成15年5月以前より免許をお持ちの方が、同年6月以降初めて更新の手続きを行う場合)(オンライン化未対応) 更新を受けようとする操縦免許証(オンライン化未対応) その他、操縦免許証の更新を受けるために必要な書類(オンライン化未対応)			(1) 海技免状の有効期間の更新 については廃止の方向で検討する。 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 については、早期にオンライン化に向けて検討する。 については、廃止の方向で検討する。		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			(1) 海技免状の有効期間の更新 更新に足る知識、技能要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 更新に足る身体要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 S T C W条約(船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)第6条、同付属書 / 2 及び同コード A - / 2 により本人の写真及び署名が必須のため、省略できない。 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 は、操縦免許証に写真を印刷することから省略できない。 は、更新に足る知識、技能要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 は、更新に足る身体要件を満たしていることを確認する必要があることから省略できない。 は、操縦免許証原簿に記載する外国人の国籍等、他の添付書類で確認できない事項について確認する必要があることから省略できない。		
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	(1) 海技免状の有効期間の更新 電子署名及び I D ・ パスワード方式 (紙の場合は海技免状、写真票、委任状等) (2) 操縦免許証の有効期間の更新 電子署名及び I D ・ パスワード方式 (紙の場合は操縦免許証、住民票の写し、写真)		電子署名の必要性について検討する。	
		代理人による申請の場合	(1) 海技免状の有効期間の更新 代理人の電子署名及び I D ・ パスワード方式 (紙の場合は海技免状、写真票、委任状等) (2) 操縦免許証の有効期間の更新 代理人の電子署名及び I D ・ パスワード方式 (紙の場合は操縦免許証、住民票の写し、写真)		海事代理士の電子署名の必要性について検討する。	
手数料	オンライン手続の場合	(1) 海技免状の有効期間の更新 1,600円 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 1,250円		平成17年4月に手数料の差別化を実施		
	紙による手続の場合(オフライン)	(1) 海技免状の有効期間の更新 1,700円 (2) 操縦免許証の有効期間の更新 1,350円		平成17年4月に手数料の差別化を実施		
処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	即時処理		即時処理		
	紙による手続の場合(オフライン)	即時処理		即時処理		
利用(申請等)可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付		既に24時間365日受付としている		
	紙による手続の場合(オフライン)	平日9:00~17:00受付		-		
上記項目以外のインセンティブ措置	-		オンライン利用の多い海事代理士等への表彰制度の創設について、引き続き検討する。			
システムの改善	-		e-Gov窓口システムへの移行を含め、システム改善の必要性について検討する。検討に当たっては、申請の約8割を占める海事代理士が大量の申請を一括しておこなえるといった申請方法に対する要望・ニーズ等を十分把握し、利便性及び利用率の向上に努める。			
広報・普及活動	申請者、海事代理士に対し、電子申請の実施を案内しているところ。また、ホームページによる広報を実施しているところ。並びに、平成17年度に e - キャラバンの対象手続として、国民向け講習会を実施する。		全国における電子申請講習会の実施等広報・普及活動を引き続き実施する。			
その他	-		-			
汎用受付等システム	http://www.goa.mlit.go.jp/proc/showProclst.do?catCd=29&lawCd=34					

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No.6

対 象 手 続	入出港の届出（特定港）					
年 間 平 均 申 請 件 数	684,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	港則法（昭和23年法律174号）第4条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）	総トン数20トン以上の船舶が特定港に入港した場合、船長は遅滞なく港長に届け出なければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。 （主な利用者：船長、船主、代理人、代理店等、代理申請者率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16 (1～12月)	平成17 (1～12月)	平成18 (1～12月)	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数 (件) (平成17年度までは実績)	148,000	189,000	220,000 237,413	252,000	284,000
	目 標 利 用 率 (%) (平成17年度までは実績)	21.3	27.0	31.6 34.7	36.2	40.8
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類		添付書類はない			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード		-	
		代理人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料なし		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料なし		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5分		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	5分		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付		-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日08:30～17:00受付		-		
上記項目以外のインセンティブ措置		なし				
シ ス テ ム の 改 善		「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」及び「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、システムの最適化を実施する。（平成20年10月までに）				
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等での届出受付時に港湾EDIシステムの利用について、周知徹底を図っている		港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾EDIシステム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を図っていく。		
そ の 他		なし				

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No.7

対象手続	けい留施設の供用の届出（特定港）						
年間平均申請件数	326,000件						
根拠法令・条項	港則法（昭和23年法律174号）第5条第5項						
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）	総トン数500トン以上（関門港若松区においては総トン数300トン以上）の船舶が特定港においてけい留する場合、けい留施設の管理者は、あらかじめ港長に届け出なければならない。 （主な利用者：港湾管理者、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16 (1～12月)	平成17 (1～12月)	平成18 (1～12月)	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	67,000	84,000	100,000 95,301	117,000	134,000	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	19.9	24.0	30.0 27.0	35.0	40.0	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類	添付書類はない			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況						
	本人確認方法	本人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-	
		代理人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-	
	手数料	オンライン手続の場合	手数料なし			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料なし			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	5分			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	5分			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日08:30～17:00受付			-		
上記項目以外のインセンティブ措置	なし			-			
システムの改善	-			「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」及び「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、システムの最適化を実施する。（平成20年10月までに）			
広報・普及活動	窓口等での届出受付時に港湾EDIシステムの利用について、周知徹底を図っている			港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾EDIシステム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を図っていく。			
その他	なし			-			

オンライン利用促進のための行動計画（国土交通省）

No.8

対 象 手 続	危険物積込等の許可（特定港）					
年 間 平 均 申 請 件 数	194,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	港則法（昭和23年法律174号）第23条第1項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）	船船が特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合、船長は港長の許可を受けなければならない（船主又は代理店等が船長の代理人として届け出ても差し支えない）。 （主な利用者：船長、船主、代理人、代理店等、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16 (1～12月)	平成17 (1～12月)	平成18 (1～12月)	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数 (件) (平成17年度までは実績)	67,000	82,000	86,000 100,761	90,000	94,000
	目 標 利 用 率 (%) (平成17年度までは実績)	34.3	41.0	44.0 51.8	46.0	48.0
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		添付書類はない			-
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況					-
	本人確認方法	本人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-
		代理人による申請の場合	紙の場合：署名又は記名、押印 電子の場合：ID・パスワード			-
	手 数 料	オンライン手続の場合	手数料なし			-
		紙による手続の場合（オフライン）	手数料なし			-
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	10～60分			-
		紙による手続の場合（オフライン）	10～60分			-
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日受付			-
		紙による手続の場合（オフライン）	平日08:30～17:00受付			-
	上記項目以外のインセンティブ措置		なし			-
	シ ス テ ム の 改 善		-			「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」及び「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、システムの最適化を実施する。（平成20年10月までに）
広 報 ・ 普 及 活 動		窓口等での届出受付時に港湾EDIシステムの利用について、周知徹底を図っている			港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾EDIシステム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を図っていく。	
そ の 他		なし			-	